

豊明市高齢者等実態把握調査業務委託公募要項

豊明市では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、第10期豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和9年度～令和11年度。以下「第10期計画」という。）を策定します。第6期計画より進められている地域包括ケアシステムの構築と、平成28年3月より開始した介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向け、さらに進む高齢化への対応が必要となります。

本業務は、市の特性に応じた第10期計画を策定するうえでの基礎資料とするため、高齢者等の実態を把握するためのアンケート調査を行うものです。

1 業務概要

（1）委託業務名

豊明市高齢者等実態把握調査業務委託

（2）委託業務場所

豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所長寿課

（3）委託内容

別紙「豊明市高齢者等実態把握調査業務委託仕様書」のとおり

（4）委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

（5）提案上限額

ア 9,053,000円（消費税込み）

イ 留意点

提案上限額は委託業務契約における契約時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すものである。

2 参加資格要件

本業務に参加しようとする者は、以下の条件を満たす者であること。

（1）法人格を有している者であること。

（2）地方自治法施行令第167条の4に該当するものではないこと。

（3）国又は地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。

（4）公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（5）国税、地方税（都道府県、市町村税）の滞納がないこと。

（6）過去に地方自治体において、高齢者福祉・介護保険に関する計画策定業務又は計画策定のための調査業務の受託実績があること。

（7）個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な管理体制が確立さ

れていること。

- (8) 豊明市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 受託候補者選定までのスケジュール

募集要項の公表	令和7年7月8日（火）
質問書提出期間	令和7年7月8日（火）から 令和7年7月18日（金）まで
質問書への回答	令和7年7月30日（水）
参加申込書・企画提案書類提出期間	令和7年7月7日（月）から 令和7年8月6日（水）まで（必着）
第一次選考（書類審査）結果通知	令和7年8月14日（木）
第二次選考（提案説明審査）	令和7年8月22日（金）
審査結果通知	令和7年9月上旬

4 応募・提案方法

(1) 応募方法

参加申込書及び企画提案書を下記のとおり提出する。

- ① 提出場所 豊明市役所 健康福祉部 長寿課 介護保険係
- ② 応募期間 令和7年7月7日（月）から令和7年8月6日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法 持参または郵送（必着）

(2) 提出書類

提出部数 8部 内訳：正本1部、副本7部

（ただし、以下①、⑤については正本1部のみで可）

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 令和7・8年度分見積書・積算内訳書（様式任意）
令和7年度業務名：高齢者等実態把握調査業務委託
令和8年度業務名：第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託
- ④ 法人登記簿謄本
- ⑤ 国税、地方税（都道府県税、市町村税）の未納の税額がないことの証明
（取得することができる最も新しいもの）

※③、④については正本に原本を添付し、副本には写しを添付すること。

※④、⑤については発行日より3か月以内のものを提出すること。

《企画提案書に盛り込むべき内容》

仕様書に定めた業務のほか、以下の内容について企画提案書に盛り込むものとする。

（Ⅰ）企業の基本概要

- ア 会社概要：会社の名称、所在地、沿革等の基本データ
- イ 業務実績：地方自治体での高齢者福祉、介護保険に関する計画策定又は計画策定のため調査業務の実績（業務名、発注者、請負金額、契約時期等）
- ウ 本業務の業務体制：業務の作業体制
- エ 業務従事者：人数、経歴及び資格

（Ⅱ）業務実施計画

- ア アンケート調査の実施方法等に関する提案
 - ・調査の回収率を高めるための提案、調査結果報告書（概要版含む。）をよりわかりやすくするための提案、会議での運営支援
- イ 令和7年度の調査スケジュール
 - ・工程計画表、工程計画どおりに実施するための工夫

（Ⅲ）計画策定業務に関する提案（実施内容、体制等）及び提案趣旨

- ・本市の状況を踏まえた第10期計画の方針に関する提案
- ・本市の要介護認定の状況、介護サービスの利用状況等をもとに、課題を抽出し、要因を分析する手法の提案

《見積書について》

見積書、積算内訳書（令和7年度分、令和8年度分）

- ・積算内訳書（人件費、直接経費、一般管理費等）は項目ごとに件数や回数がかかるように詳細な内容を記載すること。
- ・令和8年度分の見積書、積算内訳書についてはあくまで事業内容や予算規模を把握するために参考として求めるものであること。
- ・消費税を含む見積金額を記載すること。

5 無効となる提案

- （1）本要項に示した提案資格を有しない者の提案
- （2）虚偽の記載をした提案
- （3）見積金額が提案上限額を超える提案
- （4）評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、下記の方法で受け付ける。

(1) 提出方法

質問事項は、質問書（様式2）を使用のうえ、メールにて提出する。

長寿課メールアドレス choju@city.toyoake.lg.jp

質問に対する回答は、令和7年7月30日（水）を目途に市ホームページにて回答を公表する。

7 選考方法

選定にあたっては、第一次選考（書類審査）、第二次選考（提案説明審査）の二段階で「8 評価基準」に基づき実施する。

(1) 第一次選考（書類審査）

参加事業者が提出した企画提案書等を基に書類審査を行い、参加資格要件を満たした評価点の高いものから上位4者を第二次選考の対象とする。なお、応募者が4者以下の場合は、参加資格要件を満たした全者を第二次選考対象とする。

(2) 第二次選考（提案説明審査）

参加事業者が提出した企画提案書及び提案説明の内容を基にプレゼンテーション及びヒアリング形式による審査を行い、評価点の最も高い者を最優先契約候補者と選定し、2番目に高い者を次点契約候補者として選定する。

<第二次選考概要（予定）>

- ① 日 時 令和7年8月22日（金）
- ② 場 所 豊明市役所新館3階 会議室10
- ③ 出席者 3名以内。提案説明は本業務を担当する研究員等が行う。
- ④ 実施時間 30分程度（提案説明15分、質疑応答15分）
- ⑤ 備 考 説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
説明は、必要に応じてプロジェクター等の使用も可能とする。

8 評価基準

評価基準は、具体的提案、基本的な考え方、企画内容、独自性、スケジュール、課題解決、業務体制、見積価格等とする。なお、評価基準についての質問は受け付けない。

9 選定結果の通知及び公表

各応募者法人に結果を通知するとともに、市ホームページに選定された契約候補者名を公表する。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した最優先契約候補者を相手方とし、提案上限額の範囲内で協議し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び豊明市契約規則により随意契約を行う。

(2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

1.1 その他

(1) 選定された契約候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。

(2) この公募に参加する費用のすべては、参加者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。なお、豊明市情報公開条例の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

(4) 提出期限後は提出された提案書等の差し替え、又は再提出を認めない。(本市からの指示があった場合を除く。) また、本要項に示した書類のほか、豊明市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。

(6) 審査結果通知後の辞退は認められない。